

## 第9回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和4年9月8日(木)
- 2 開会日時及び場所  
令和4年9月8日(木) 午後1時55分  
吾妻町ふるさと会館2階研修室1
- 3 閉会日時 令和4年9月8日(木) 午後2時40分
- 4 委員氏名

### (1)出席者(16名)

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博
15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	18番 林田 剛	19番 馬場 保

### (2)欠席者(3名)

10番 草野有美子	14番 東 康敬	17番 小筏 正治
-----------	----------	-----------

### 5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	藤吉 文女
参事補	酒井 伸也

### 6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第4 議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第51号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第52号 土地改良事業に参加する資格について
- 日程第8 報告第9号 非農地通知の発出について

### 7 農政推進に係る協議事項

- (1) 活動記録簿について

### 8 その他

---

午後 1 時 55 分開会

○事務局長（増富 浩彦君） 皆さん、こんにちは。

議事開始の前に、議案の取下げを 2 つお願いします。

まずは議案書 3 ページ、議案第 4 7 号の農地法第 3 条第 1 項の申請番号 2 5 番、3 ページの下から 2 番目ですかね。申請番号 2 5 番を取下げです。2 つ目が議案書の 1 0 ページ、議案第 5 0 号、農地法第 5 条第 1 項の申請番号 2 8 番が取下げ、2 件取下げであります。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をして、マイクを通して発言をしてください。

また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、東委員、小筏委員、草野有美子委員さんから欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、農業委員会法第 2 7 条第 3 項の規定による過半数に達しております。

会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、改めましてこんにちは。台風の影響で、あとにずれましたけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、コロナも減少ぎみではございますけども、まだまだ感染防止の徹底のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、総会のほうに入ります。

ただいまから令和 4 年第 9 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願ひします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第 1 2 条の規定により、1 1 番、栄木委員、1 2 番、鶴崎委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思ひます。

日程第 2、議案第 4 7 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 8、報告第 9 号、非農地通知の発出についてまでの議案 6 件、報告 1 件となります。

それでは、日程第 2、議案第 4 7 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書 2 ページを御覧ください。

〔議案第 4 7 号の朗読〕

議案書 3 ページ、申請番号 2 3 番から 2 4 番、2 6 番から 2 8 番まで 5 件の申請がっております。

詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、申請番号23番です。

申請番号23番は、後継者である子に譲り渡す案件です。

申請番号23番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号23番について、ご質問がありましたらお願いします。

ご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号24番です。

申請番号24番は、遠方に住んでおり耕作できないため譲り渡す案件です。

申請番号24番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号24番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号26番から28番です。

26番は要望により譲り渡す案件、27番は破産したため譲り渡す案件です。28番は、耕作できないため譲り渡す案件です。

申請番号26番から28番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号26番から28番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第47号、申請番号23番から24番及び26番から28番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第48号、農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書5ページを御覧ください。

〔議案第48号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号1番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第48号、申請番号1番については、農地法第4条第1項、申請番号18号と同一事業による転用であるため、次の4条申請と一括協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、次に一括審議することとします。

次に、日程第4、議案第49号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第49号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号18番、1件申請がっております。詳しくは資料の別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

それでは、中部調査会長から、案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

申請地は、平成20年5月21日付で共同住宅用地として転用許可を受けていましたが、予算不足に陥り、事業を断念していました。現在営業している整備工場が高規格道路建設のため立ち退きとなることから、移転先として申請されました。申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われます。

許可後の計画変更承認申請、申請番号1番及び4条許可申請の申請番号18番について、現地調査

並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、許可後の計画変更承認申請の申請番号1番及び許可申請の申請番号18番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第48号、申請番号1番及び議案第49号、申請番号18番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書9ページを御覧ください。

〔議案第50号の朗読〕

議案書10ページ、申請番号26番から27番、29番から30番まで4件の申請があつております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

まず、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号26番となります。

申請番号26番は、一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は、農振白地、周りを宅地で囲まれているため、第3種農地と判断しました。

申請番号26番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号26号について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号27番、29番から30番です。

申請番号27番は、住宅用地への追認申請です。昭和62年に宅地造成のため石垣を積んだところ、土地の境界線の誤認により許可を受けていない農地に及んだもので、簡易手続相当の違反案件に該当していると思われま。申請地は、農振白地、千々石支所から500メートル以内の区域にあり、第2種農地と判断しました。

申請の番号29番は、一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の区域内にあることから、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われま。

申請番号30番は、農業用施設用地への追認申請です。昭和52年頃、農業用の物置が欲しくなり、届出が要るとは思わずに建築したということです。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の区域内にあることから、第1種農地と判断しました。しかし、転用目的が農業用施設であることから、簡易手続相当の違反案件に該当し、例外的に許可できると思われま。

申請番号27番と29番から30番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、27番、29番から30番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第50号、申請番号26番から27番と20番から30番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第51号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めま。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書12ページを御覧ください。

〔議案第51号の朗読〕

議案書13ページ、整理番号1番から、議案書24ページ、整理番号21番までです。

整理番号1番から4番については貸借に係る案件、整理番号5番から11番については所有権移転に係る案件、整理番号12番から21番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第51号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から4番について、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転について整理番号5番から11番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号12番から21番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第51号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第7、議案第52号、土地改良事業に参加する資格についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書25ページを御覧ください。

〔議案第52号の朗読〕

議案書26ページが追加の3条資格者名簿となっております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から、案件について説明をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

土地改良事業に参加する資格について、東部調査会から説明いたします。

本案件は、宮田地区土地改良事業の計画変更に伴い、事業同意者が土地改良法第3条に規定する資格を有する者である証明を行うものです。令和3年11月5日の総会において承認されています。

今回、同意者の追加があり、土地改良法第3条第1項第1号及び2号に該当すると東部調査会では判断しました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第52号、土地改良事業に参加する資格については、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第9号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書27ページを御覧ください。

〔報告第9号の朗読〕

議案書28ページを御覧ください。

受付番号1番です。

本案件は、所有者より申出があった農地を地元農業委員に確認していただき、B分類と判断されたため、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第9号について、ご質疑がありましたらお願いします。徳永委員。

○委員（9番 徳永 玉義君） 小筏さんがちょっと今日休みでございますので、この間、調査会のほうに本人から問題ないということをお聞きしておりますので報告いたします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ほかに何かご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、報告第9号を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

そのまま、もう農政のほうを引き続きしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○事務局（酒井 伸也君） 随時提出を頂いてるところですけれども、9月分の記録簿について、今月9月1日から30日までの分を、次の10月の総会の際には忘れないように必ず提出をしていただきたいと思います。

これが、国の交付金をもらうのに、7月から9月分の活動実績が算定根拠になっておりますので、その申請のために必要ですので、忘れないように提出をお願いしたいと思います。よろしくお願



ます。

活動記録簿については以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、意見、質問などがありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、その他に移ります。

事務局、または皆さんから何かございませんか。

○事務局（酒井 伸也君） 事務局からよろしいですか。今度、今月予定してました研修会の延期された分について、11月7日の月曜日にちょっと予定しようかと（発言する者あり）（笑声）進めておりますけど。（発言する者あり）一応、11月7日の月曜日に。10月の総会は6日。（発言する者あり）11月の総会は7日の月曜日です。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 研修並びに総会が11月7日たいな。

○事務局（酒井 伸也君） そうです。

○議長（馬場 保君） この間、台風で飛んだ分でしょう。

○事務局（酒井 伸也君） はい。この間、台風の影響で延期した分です。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 11月7日はよろしいですか。（笑声）（発言する者あり）

○事務局（酒井 伸也君） 転用の件数次第で、多ければ午前からということです。

○議長（馬場 保君） それでは、総会は10月が6日、11月7日が研修会ですね、よろしく願いいたします。

ほかに、何か皆様方からございませんか。

○事務局（酒井 伸也君） 事務局から、もう一ついいですか。すいません。

この間、農地パトロールは暑い中、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それで、そのときの活動報告書をまだ出されていない方がいらっしゃいますので、急いで出させていただくようにお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） 農地パトロールの報告の件、お願いいたします。

それでは、もう閉会にしたいと思いますけどもよろしいでしょうか。どうもお疲れでした。

午後2時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 9月 8日

議 長

署名委員

署名委員